

申告時に必要な主なもの

- 申告書
- マイナンバー（個人番号）カードまたはマイナンバー確認書類（マイナンバー通知カードまたはマイナンバー入りの住民票の写し・住民票記載事項証明書のいずれか1つ）と身元確認書類（運転免許証・パスポートなど顔写真入りの物）（※1）

（※1）顔写真入りの身元確認書類をお持ちでない方は、健康保険証と年金手帳などの2つ以上の身元確認書類を持参してください。また、令和2年5月25日以降に発行されている「個人番号通知書」はマイナンバー確認書類にはご利用できません。

申告される所得に該当するもの

- 給与所得者・年金受給者…源泉徴収票（コピー不可）
- 営業・農業・不動産の貸付けなどの収入がある人…収支内訳書など、収入・経費などを集計した物

申告される控除に該当するもの

雑損控除	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害状況を証明する物（り災証明書など） ● 災害などに関連して支出した金額の領収書など（金額の分かる物） ● 損害保険金などで補てんされた金額が分かる物
社会保険料控除	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康保険料などの支払金額が分かる物 （国民年金保険料の控除を受ける場合は証明書類が必要）
生命保険料控除 地震保険料控除	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険会社などから発行される保険料控除証明書
障害者控除	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者手帳または障害者控除対象者認定書
医療費控除	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療費控除の明細書 ● 医療費通知（原本） ● おむつ証明書などの各種証明書など
セルフメディケーション税制による医療費控除の特例	<ul style="list-style-type: none"> ● セルフメディケーション税制の明細書 （医療費控除との選択適用）
寄附金控除	<ul style="list-style-type: none"> ● 寄附金控除の対象になる寄附金の受領証明書（領収書） ● 政治団体に対する寄附金の場合は、選挙管理委員会などの確認印のある「寄附金（税額）控除のための書類」 ● 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、中止等となった文化芸術・スポーツイベントのチケットの払戻請求権放棄証明書（原本）、文部科学省交付の指定行事証明書（写し）

市・県民税申告書付表

宛名番号

(市記入欄)

(右詰め)

※枠内をご記入ください。

■住所：伊勢市

■氏名：

■電話番号：

—

—

※点線枠内に源泉徴収票・国民年金保険料や生命保険料の支払証明書、医療費通知など
申告書に添付していただく書類（原本）を貼付してください。

郵送または投函で提出の場合は本人確認書類の写しをこの台紙に貼って同封してください。

※窓口へ直接提出の場合は、下記の書類を原本で提示してください。

市・県民税申告書の本人確認書類添付台紙

■住所：伊勢市

■氏名：

■電話番号：

マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの場合

※マイナンバーカードの表面と裏面、両方の写しを貼ってください。

こちらにマイナンバーカードの

表面の写し

を貼ってください。

+

こちらにマイナンバーカードの

裏面の写し

を貼ってください。

マイナンバーカードをお持ちでない場合

※「①番号確認書類」の写しと、「②身元確認書類」の写しをそれぞれ貼ってください。

※原本を貼らないでください。

※番号確認書類に住民票または住民票記載事項証明書の写しを使用する場合は、添付台紙の裏面に貼ってください。

※身元確認書類を2点貼る場合は、②欄内にずらして貼るか、裏面に貼ってください。

① 番号 確 認 書 類

【ご本人のマイナンバーを
確認できる書類の写し】

- ・マイナンバー通知カード
 - ・住民票または住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載のあるものに限りです。)
- 等のうちいずれか1つ

+

② 身 元 確 認 書 類

【マイナンバーの持ち主であることを
確認できる顔写真入りの書類の写し】

- ・運転免許証 ・パスポート 等のうちいずれか1つ
- ※顔写真入りの身元確認書類をお持ちでない方
- ・公的医療保険の被保険者証 ・障害者手帳
 - ・年金手帳 ・在留カード
- 等のうちいずれか2つ

伊勢市役所 課税課市民税係

電話：0596-21-5534（直通）